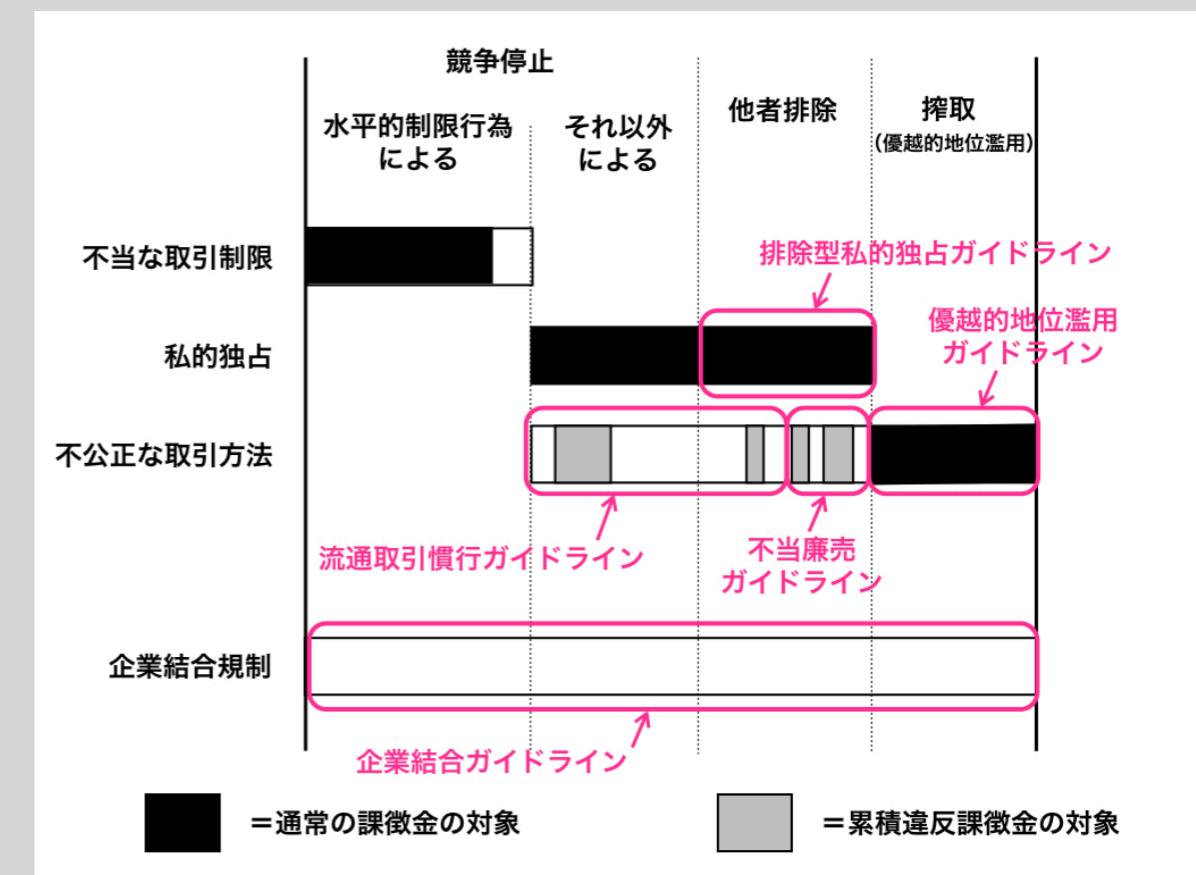


09業務提携・垂直的制限 (入口・本体)

独禁法オンデマンド講義2022

入口

このユニットの位置付け



| | 原則違反 | 原則違反でない |
|----|-----------|--------------|
| 水平 | ハードコアカルテル | 業務提携など非ハードコア |
| 垂直 | 価格制限行為 | 非価格 制限行為 |

4

9k125-127

* 業務提携など非ハードコアカルテル

5

9k128-139

* 1巡目では不要

- * 確認 139-140 垂直的制限行為とは
- * 不要 140-141 私的独占と不公正な取引方法
- * 重要 141-151 行為要件と弊害要件
 - * 143-145 は、後回しでよい
- * 不要 151-154 不公正な取引方法の条文の詳細
- * 153-154 著作物再販適用除外は知識として

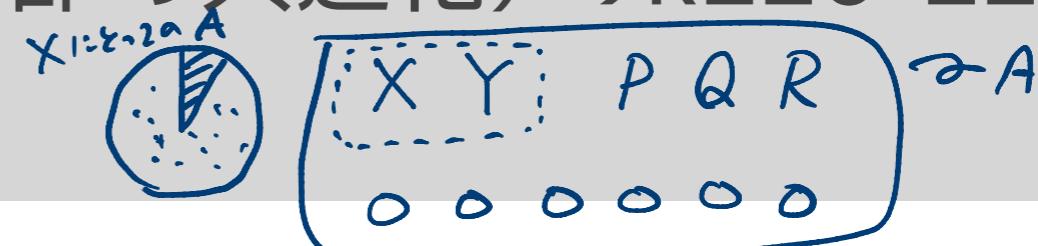
本体

業務提携など非ハードコア 125-127

* 情報交換 9k127

* 業務提携（事業の一部の共通化） 9k126-127

* H26相8



(2) 本件は、競合する加工製品Aメーカー2社の間において、X社が、製造設備を削減し、Y社から削減分のOEM供給を受けるものであるが、

① 我が国の加工製品Aの販売数量における2社の合算シェアは約20パーセントであり、他に多数の有力な競争事業者が存在すること

② X社の加工製品Aの販売数量に占めるOEM供給量の割合は約10パーセントであり、製造コストの共通化による影響は小さいこと

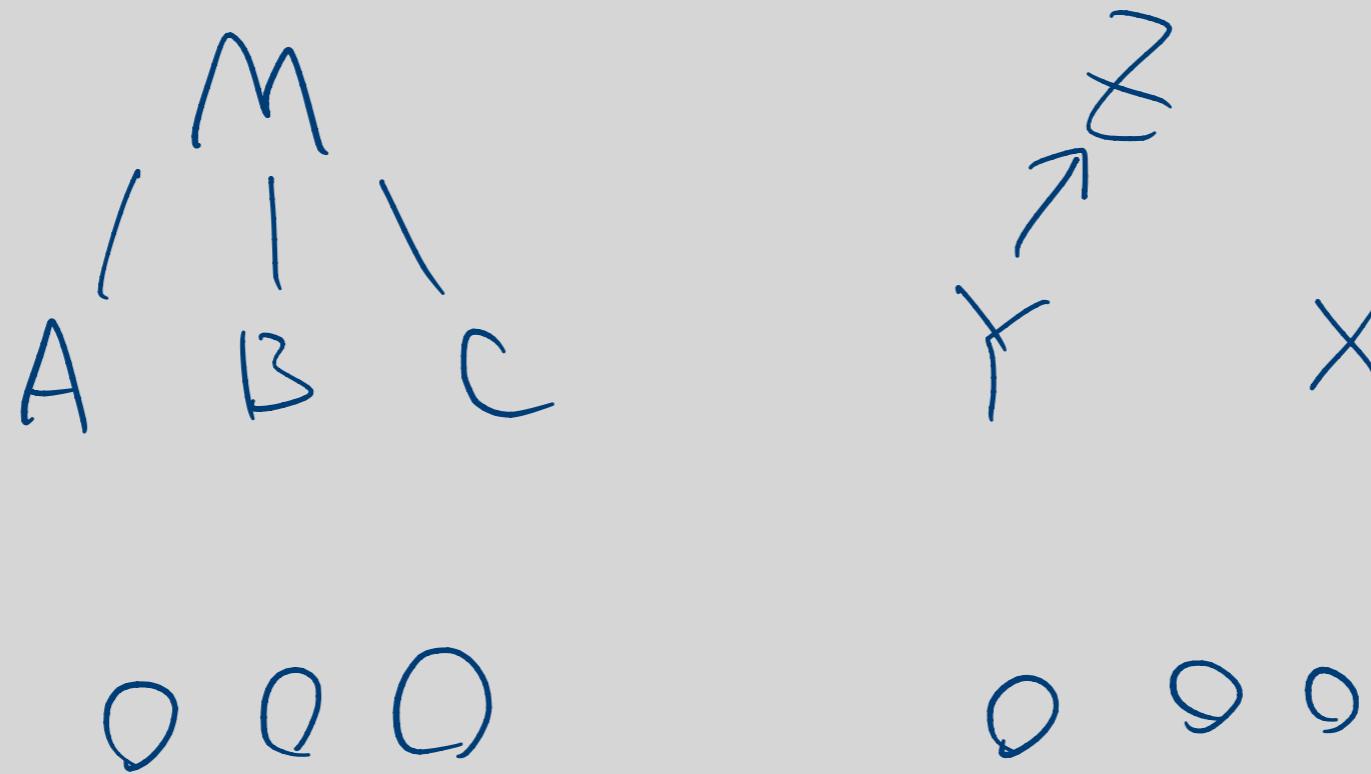
③ 2社は、本件取組後もそれぞれ独自に加工製品Aを販売し、互いに販売価格、販売数量、販売先等には一切関与しないこと

④ 本件取組は、2社の製造の効率化を図り、製造コストの削減効果を有すること

から、我が国の加工製品Aの製造販売分野における競争を実質的に制限するものではなく、独占禁止法上問題となるものではない。

垂直的制限行為とは 9k139-140

- * 競争関係にない者（典型的には取引関係にある者）を拘束する行為
- * 他者排除の観点から規制する場合については「他者排除行為」に吸収させて解説



行為要件 9k141-143

- * 「支配」「拘束」「制限」
- * 相手方の意思決定に制約を加える
- * 態様
- * 流通取引慣行G第1部第1の2 PDF10-12

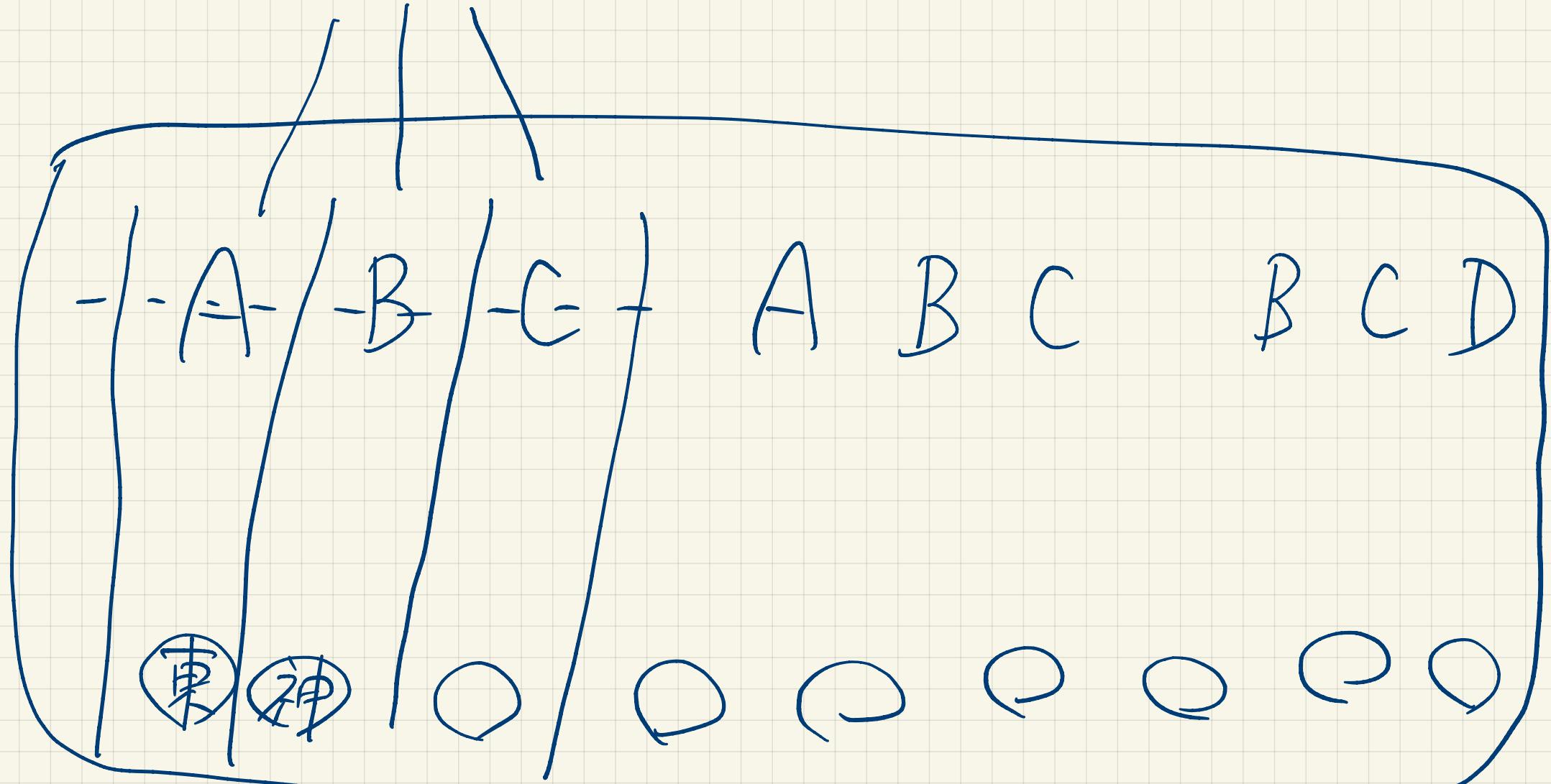
- * 「原則違反」

- * 多くの場合は
 - ▶ 「価格維持効果」（後出）があり、
 - ▶ 正当化理由がない

S

T

U



- * 「価格維持効果」があり、正当化理由がない
- * 「価格維持効果」の基準と考慮要素 9k148
 - * ブランド間競争とブランド内競争
- * 販売地域に関する制限
 - * 種々分類しているが結局は同じ
 - * 「地域外顧客への受動的販売の制限」
- * 選択的流通
- * 同等性条件（MFN条項）
- * 非係争条項

